

仮処分命令申立書

〒○○○ ○○

○○○○○○○○○○○○○○○○丁目○○番○○号

○○○○○○○○○○○○○○○○号

債権者

ポール・ドリー

(送達場所)

〒五三 土 四七

大阪市北区西天満三丁目六番三五号 高橋ビル南五号館

電話 六(六三六二)七五四一

FAX 六(六三六四)四一九六

右債権者代理人

弁護士

丹羽雅雄

〒五三 一

大阪市北区梅田二丁目二番四二三 号

大阪駅前第四ビル二三階

(送達場所)

〒五三 一 一一

大阪市北区芝田二二二 新梅田ビル

債 務 者

株式会社日米英語学院

右代表者代表取締役

金 久 保

申 立 の 趣 旨

一、債権者が債務者に対し、労働契約上の権利を有する地位にあることを仮に定める。

二、債務者は債権者に対し、一九九九年一月二二日から本案判決確定に至るまで、毎月最後の営業日に月額二七五、三七五円の割合による金員を仮に支払え。

との裁判を求める。

申立の理由

第一、被保全権利

一、当事者

1 債務者は、大阪市北区梅田一丁目一番四 一三三 号を本店所在地とし、英会話など外国語を教えることを主たる業とする株式会社である。

2 債権者は、英国籍者で、一九九 年二月八日付で、債務者との間で英会話の講師として雇用契約が締結され、「人文知識・国際業務」の在留資格にて債務者の指示に従って債務者経営にかかる大阪市所在の梅田校にて就労続け現在に至るものである。

また、債権者は、一九九七年六月、訴外ゼネラルユニオンに加入し、ゼネラルユニオン・日米英語学院支部通知を同年八月二五日付で行った上、同副支部長に就任し、一九九八年三月二五日、同支部の支部長に就任し現在に至っている。

二、債権者の労働条件及び業務内容

1. 債権者の現在の労働条件は、週五日勤務（月火水木土）で、就業時間は、一週で二九時間一五分、就労場所は梅田校、一クラスの授業時間は、レッスンは五五分、現在は一週間に約一レッスンの英語を教えている。
休日は、毎週金曜日、日曜日、他に祝日も休日となっている。
給与は、基本給二七万五三七五円、通勤手当が支給されている。
右各給与等は、毎月末日（但し土日、祝日の場合はその前に）支給されている。

2. 債権者は、一九九二年二月八日月で債務者との間で雇用契約が締結され、その後雇用契約を継続更新し、現在は、一九九八年二月二日から一九九九年一月二日の雇用期間となっている。

三、解雇通告に至る経緯

1. 一九九九年一月二日、債権者は、債務者の黒田典子副学院長から、突然、「契約についての通知」と題する文書を提示され、一九九九年一月二日付

で解雇する旨の通告を受けた。右文書には、クラス予約率が五 %未滿、割り当てられた義務とスケジュールに関して職員に非協力的、就業規則と合意書に違反などの記載がなされていた。(甲七号証)

2・債権者は、突然、債務者から右解雇通告を受けたことから、債権者の加入するゼネラルユニオンとともに、同月二一日、債務者梅田校に赴き、同所にて、前記黒田副学院長に対し、解雇は認めないこと、解雇通告は違法であること、同月二九日に団体交渉を開催することを申し入れた。(甲八号証)

その際、黒田副学院長は、一九九九年一月二一日付で解雇した理由について、クラス予約率が五 %未滿 割り当てられた義務とスケジュールに関して職員に非協力的 就業規則と合意書に違反を主張した。また、同人は、一月二一日付で債権者を解雇した理由の一つとして、債権者の在留資格を喪失させ、帰国させるためであるとも主張した。

3・同年一月二九日午後七時から、債務者本部事務所にて、ゼネラルユニオンと債務者との間で団体交渉が行われた。同席上、債務者代表者金久保学院院长は、債権者が人気がないので予約率が五 %以下であると主張した。しかし、債権者は、債務者に九年も勤務しているが、レッスン内容について生徒から

批判を受けたことはなかった。また、債権者のグループレッスンが一九九八年七月以降減少したのは、債務者が意図的に債権者を含む組合員のグループレッスンを取り上げたことに帰因するものである。(甲二二号証)。

また、解雇理由である「割り当てられた義務とスケジュールに関して職員に非協力的」に関して、同席上黒田副学院長は、当初「本当にそんなこと私達書きましたか。」と述べたが、その後、「有給休暇の事で非協力的だった。」と根拠不明の回答をした。

「就業規則と合意書に違反」の解雇理由については、黒田副学院長は、債権者が多数の規則に違反していると述べるのみで、具体的な事項を述べなかつた。

4・同月二九日、債務者は債権者に対して、一月分の給与と解雇予告手当を一方的に債権者の銀行口座に振り込んで来た。(甲二八号証、同三二号証陳述書)

四、解雇処分は無効

1・債権者を支部長とするゼネラルユニオン・日米英語学院支部は、一九九八

年春闘の際、賃上げを求めて争議を行ない、その後も断続的に争議を続けている。この間、債務者は、支部員に対して、いやがらやグループプレッソンの取り上げなど不利益取扱い、支部長の〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇・〇〇〇〇に対して解雇通知（同年四月九日）、同支部員〇〇〇・〇〇〇〇に対して更新拒絶と称する解雇通告（同年四月二日）など組合嫌悪の不当労働行為を行ない続けて来た。ゼネラルユニオン・日米英語学院支部は、一九九八年五月一二日、大阪府地方労働委員会に対して、右〇〇〇〇と〇〇〇〇に対する解雇撤回と組合員に対する不利益扱いの禁止、支配介入の禁止などを求めて不当労働行為救済の申立をし、現在証人調べなど審問係属中である。（甲一八号証 平成一年（不）第二三三号）

しかるに、債務者は、自ら意図的にグループプレッソンを債権者から取り上げたにもかかわらず、予約率低下を解雇理由とし、また、何らの正当な理由もなく、債権者を非協力的であり規則と合意書違反として解雇した。右債務者の本件解雇処分は明らかに違法、無効であり、何らの合理性もない解雇権の濫用による無効の処分である。債務者の本件違法処分は、支部長である債権者を違法に解雇することによって、正当な支部組合活動をおしつぶし、債

務者から組合自体をなくさせようと意図しており、明らかな不当労働行為でもある。

2・債権者は、月額二十七万五三七五円の賃金債権（甲二七号証）を有していたものであり、解雇が無効であれば、引き続き同請求権を有している。

3・よって、債権者は債務者に対し、一九九九年一月二日以降も労働契約上の地位確認及び賃金債権を請求する権利を有している。

第三、保全の必要

債権者は、本件債務者による違法解雇によって、一九九九年一月二日以降全く収入が絶たれるばかりではなく、債務者が意図しているごとく、日本に滞在し就労するための「人文知識・国際業務」の在留資格を喪失し、帰国を余儀なくされる。（甲二二号証）

債権者は、現在マンションにて居住し、債務者からの給与にて生活を維持しているが、本件違法解雇によって、マンションの賃料や生活費も捻出できず、著しい生活困窮に陥ることになる。（甲二九号証）

よって保全の必要がある。

疎明方法

甲一 号証	雇用契約書（英文）・翻訳書
甲二 号証	講師指針（英文）・翻訳書
甲三 号証	日米英語学院常勤講師契約書（英文）・翻訳書
甲四 号証	日米英語学院年間常勤労働契約（英文）・翻訳書
甲五 号証	日米英語学院年間常勤労働契約（英文）・翻訳書
甲六 号証	就業規則の内、第六章解雇部分
甲七 号証	契約についての通知（英文）・翻訳書
甲八 号証	抗議文（英文）・翻訳書
甲九 号証	組合結成通知書および団体交渉申入書
甲一 号証	支部通知と要求および団交申し入れ
甲一一号証	あっせん申請書
甲一二号証	あっせん案
甲一三号証	合意書（英文）・翻訳書
甲一四号証	要求および団交申し入れ（英文）・翻訳書

甲一五号証	要求および団交申し入れ（英文）・翻訳書
甲一六号証	抗議文（英文）・翻訳書
甲一七号証	「警告書」への抗議文
甲一八号証	不当労働行為救済申立書
甲一九号証	手紙
甲一〇号証	スケジューリングの件（英文）・翻訳書
甲一一号証	要求および団交申し入れ
甲一二号証	ポール・ドーリーの稼働率
甲一三号証	スケジュール変更通知
甲一四号証	グループレッスン・スケジュール変更による説明会 実施要求
甲一五号証	署名要請ピラ
甲一六号証	勤務報告書（英文）・翻訳書
甲一七号証	給与明細書
甲一八号証	給与明細書
甲一九号証	家計収支表

甲三〇号証

パスポート(写)

甲三一号証

外国人登録証明書

甲三二号証

陳述書

添付書類

甲各号証(写)

各一通

商号登記簿謄本

一通

委任状

一通

一九九九年二月九日

右債権者代理人

弁護士

丹羽雅雄

大阪地方裁判所 御中